

第1部

序 論

第 1 部

序 論

第 1 章 後期基本計画策定の趣旨

第 2 章 基本構想の概要

第 3 章 前期の取り組みと課題

第 1 章 後期基本計画策定の趣旨

第 1 節 計画策定の目的

本市は、平成 21 年度から平成 30 年度までを計画期間とする潮来市第 6 次総合計画の「基本構想」で掲げた、「10 年後も暮らしていきたいまち」を基本理念に「豊かな自然 あふれる元気 みんなでつくる水の郷」を将来像としてまちづくりを進めています。

しかし、本市を取り巻くまちづくりの環境は、東日本大震災を受けて大きく変わっています。特に液状化現象※¹にみまわれた本市においては、地震だけではなく様々な災害に対応できる安心・安全なまちづくりを進めなければなりません。また、市民の健康は、市の活力として必要です。今後も市民が健康に暮らせるための施策や健康づくりへの意識向上を推進することも重要な課題となっています。

一方、厳しい財政状況が続く中、人口減少や少子高齢化の進展等に伴う様々な財政負担はますます増大することが見込まれています。また、複雑化・高度化する社会においては、住民ニーズが多様化しているとともに、「地方分権改革※²」の推進により、身近な行政サービスの充実や権限移譲※³など、地方自治体の担う役割は、年々増大しています。

このような震災からの復興や社会・経済情勢の急激な変化等に的確に対応するため、平成 26 年度から平成 30 年度までを計画期間とする「後期基本計画」を策定します。

※1 液状化現象：地震によって地盤が一時的に液体のようになってしまう現象。

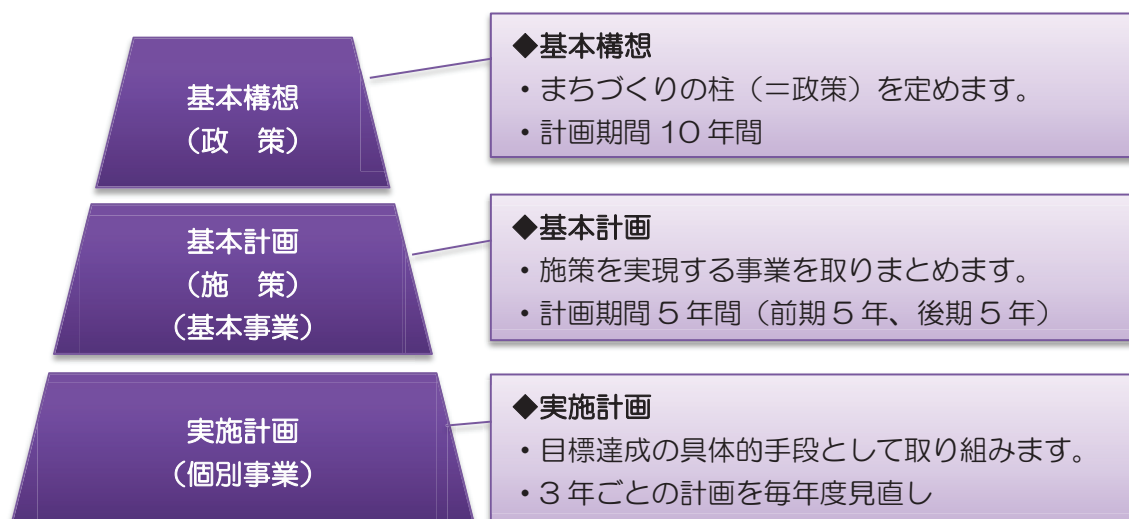
※2 地方分権改革：国に集中している権限や財源を地方自治体（県や市町）に移して、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源や権限、責任も自らが持つこと。

※3 権限移譲：地方分権改革に伴い、国から地方へと事務・権限の移譲が進められている。基礎自治体（市町村）への権限移譲とは、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務・権限の一部を市町村へ移譲しようとするもの。

第2節 計画の構成と期間

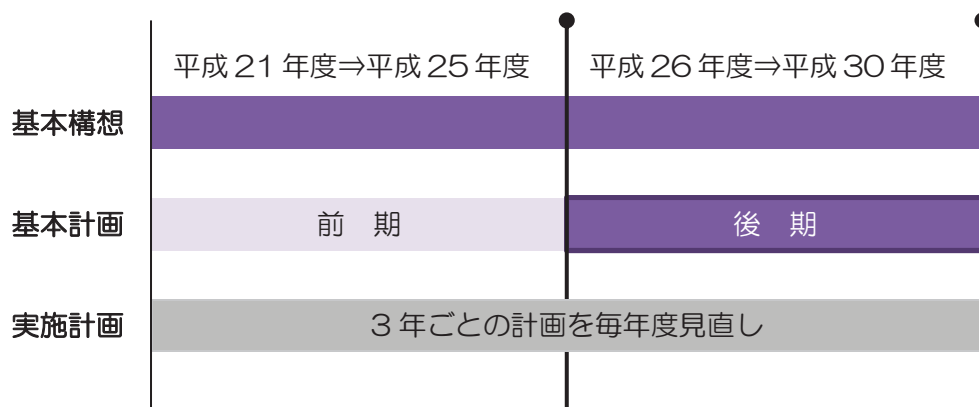
1 計画の構成

潮来市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。



2 計画の期間

本計画は、前期（平成 21 年度～25 年度）に続く後期の基本計画として、計画期間は平成 26 年度～平成 30 年度とします。



第3節 計画策定の基本的な考え方

後期基本計画の策定にあたっては、次のような点を基本的な考え方として進めます。

1

東日本大震災を踏まえての対応

東日本大震災の影響により、様々な分野で大きな被害を受けており、本格的な復興関係事業を計画的且つ迅速的に進めるため、前期基本計画の補修正を加え、各施策の見直しを図り策定します。

2

重点施策の検討

前期基本計画の検証とともに、市民の健康づくりや市の活力づくりに向けて、新たな重点施策の検討を行います。

3

潮来市にふさわしい独自性の高い施策の設定

潮来市が抱える課題や前期基本計画からの積み残し、社会情勢の変化に伴う課題を明らかにし、自治体間の競争が進む中において、独自性を発揮できる潮来市にふさわしい施策を設定します。

4

現状に見合った適正な計画

厳しい財政状況の中にあって、効率的・効果的な市政運営を図る観点から、重点課題や特性を見定め、現状に見合った適正な計画を目指します。

第2章 基本構想の概要

第1節 まちづくりについての基本的な考え方(基本理念)

1 10年後も暮らしていきたいまちの姿

- 「自然」「文化・歴史」を未来につなぐ

本市には、豊かな自然や歴史という、貴重な地域資源があります。これまでの市の産業や暮らしは、こうした豊かな自然の恵みや歴史の中で営まれ、育まれてきたものです。

こうした先人から引き継がれた歴史・文化・自然と自分たちの暮らしを認識し、その価値を、今に活かし、新たな魅力とともに未来に引き継いでいきます。

- 「安心・安全」なまちへ

市民の誰もがいきいきと暮らせるよう、心身が健康で社会福祉や生活上の不安や防災・防犯での安全性などの生活環境上の不安が解消されて、安心して健やかに暮らせる場が形成されています。

- 「温もり」のあるまちへ

少子高齢化や担い手不足などによって引き起こされる様々な地域課題に対して、市民が互いに支え合って暮らす地域づくりが進みます。

また、本市に来訪する人や新たに本市に暮らす人を温かく迎え入れるホスピタリティ（おもてなしの心）が市民に浸透してきています。

- 「賑わい」「躍動感」のあるまちへ

まちの魅力に誘われ、外から人が集まり、交流が盛んに行われています。

また、同時に市民同士の交流も活発に行われています。この内外2つの交流が活性化することで、まちが賑わい、産業が活性化し、文化が育まれ、人々が成長していきます。それによって、さらにまちの魅力が向上し、交流がまちの魅力増大に結びつく、成長を続ける空間が形成されています。

- 「住みやすい」まちへ

「自然」「文化・歴史」を未来につなぎ、安全な環境基盤のもとに「安心・安全」が形成され、市民同士のつながりや支え合いによって「温もり」「賑わい」「躍動感」が生まれます。

こうした暮らしの中にある市民同士のつながり、あるいは人と自然、社会とのつながりが、新しい価値を持って再生され、本市ならではの「住みやすい」まちがつくられています。

2 まちづくりの手法として

- 市民とともにつくるまちづくり

これからの「まちづくり」においては、効率的な行財政運営のしくみを整えるとともに、市民相互や市民と行政との新しい関係づくり、情報共有など市民と行政がパートナーシップ※を築き相互理解のもとに協働のまちづくりを進めます。

※パートナーシップ：異なる立場の主体同士が、継続した協力や連携などの関係を持つことであり、「協働」という言葉を使うこともある。

第2節 本市の「目指す姿」(将来像)

1

計画期間に目指す本市の将来像

目指す姿(将来像)

豊かな自然 あふれる元気 みんなでつくる水の郷

○「豊かな自然」とは

本市の地域資源である豊かな自然環境を守り、歴史、文化とともに未来へ受け継いでいきたいまちの誇りを表します。

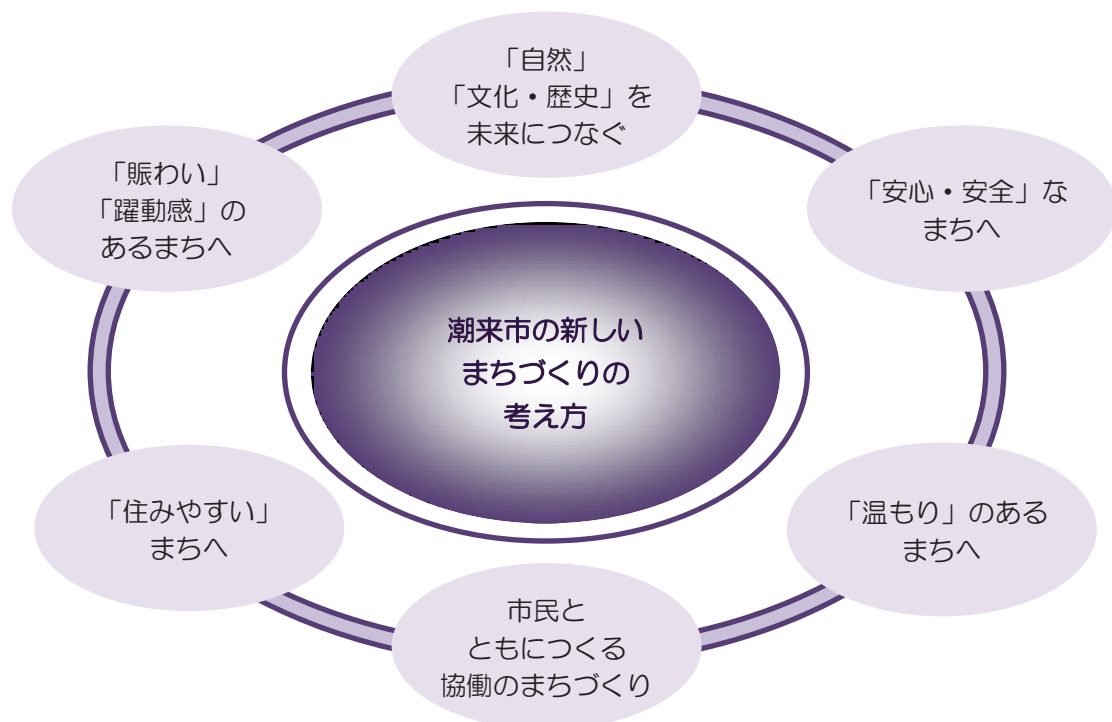
○「あふれる元気」とは

市民が元気に満ち溢れ、「賑わい」「躍動感」「安心・安全」「温もり」といった、まちの新たなイメージを実現する原動力となることを表します。

○「みんなでつくる水の郷」とは

市民協働によるまちづくりを、本市の未来をつくる推進力とし、新たなまちづくりを進めることを表します。

《まちづくりの基本的な考え方6つのキーワード》



第3節 土地利用構想

1 土地利用の考え方(基本方針)

- (1) 自然環境や景観を大切にしながら、環境との共生に視点をおいた土地利用
- (2) 地域活力や交流を生み出すことに視点をおいた土地利用
- (3) 市内の拠点や地域資源をつなぐ、総合的な土地利用

2 各ゾーンの整備方針

- (1) 親水ゾーン : 水郷潮来としての親水性を活かした整備
- (2) 市街地ゾーン : 定住促進、快適な住環境の形成
- (3) 田園ゾーン : 景観保全、優良農地の確保、生産基盤の充実
- (4) 丘陵緑地ゾーン : 自然環境との調和、緑化の保全、環境への負荷を考慮した土地利用

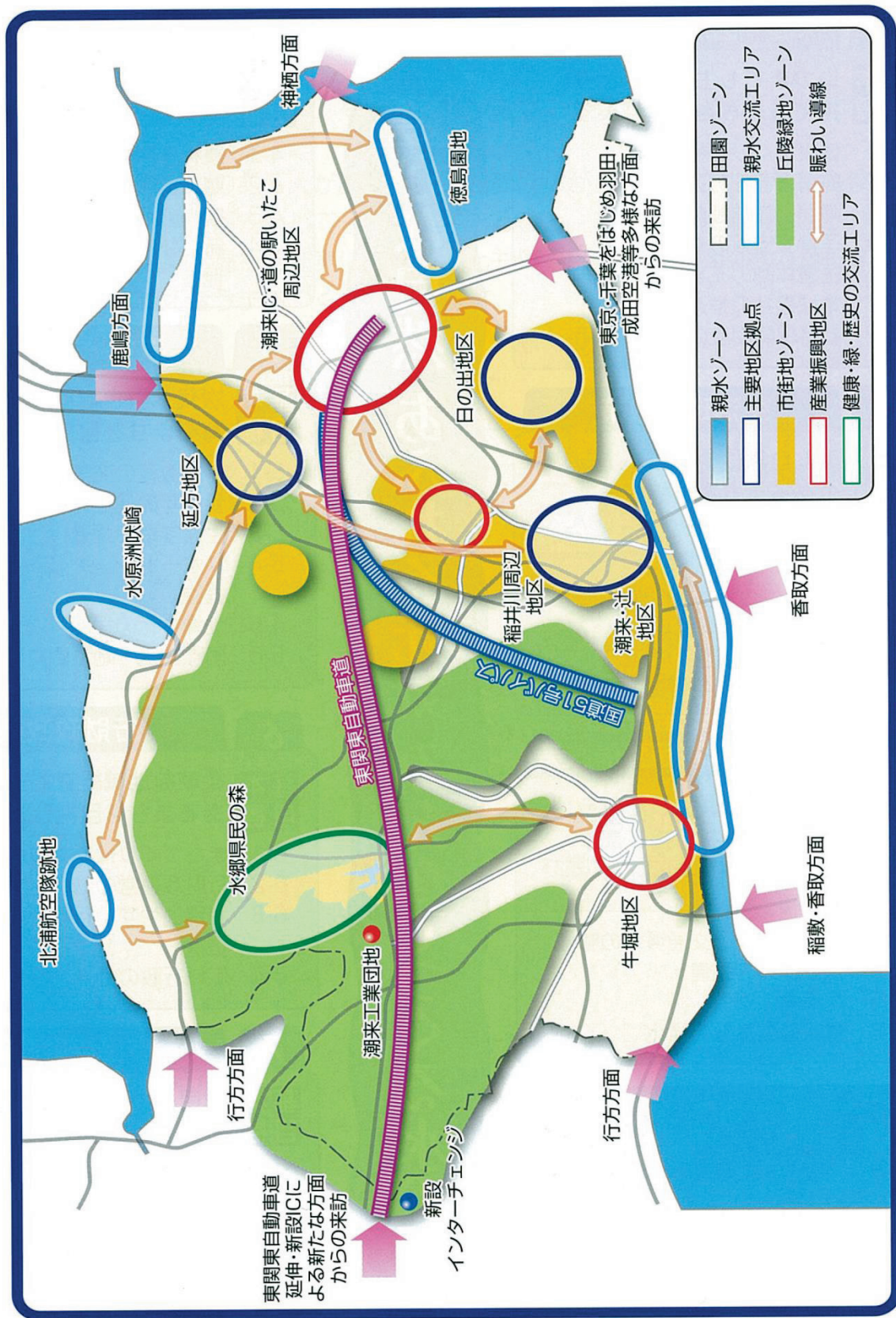
3 地区拠点及び主要な地区における整備の方向性

- (1) 地区拠点(市街地ゾーン)
 - 潮来・辻地区 : 中心市街地の活性化、潮来駅周辺や水郷潮来あやめ園の新たな魅力づくり
 - 牛堀地区 : 水郷北斎公園や権現山公園などの地域資源と市立図書館などの都市的機能の融合、優良住宅地の形成
 - 延方地区 : JR 延方駅、国道 51 号などの交通利便性を活かした活性化、自然環境を活かした居住環境づくり
 - 日の出地区 : 道路などの社会基盤の再整備、優良住宅地としての再生
- (2) 産業振興地区(市街地・田園ゾーン)
 - 潮来インター周辺地区 : 流通業等の産業拠点としての土地利用の整備
 - 稲井川周辺地区 : 商業・業務等の土地利用の誘導
- (3) 親水交流エリア(親水ゾーン):
水辺環境を活かす回遊性のあるエリア整備、水上スポーツ・レクリエーションの振興
- (4) 健康・緑・歴史の交流エリア(丘陵緑地ゾーン):
水郷県民の森、大生古墳群などの地域資源の活用、自然や歴史とのふれあい・市民交流

4 地区やエリアのつながりの形成(賑わい導線)

各地区・ゾーン間のつながりの強化、道路などの社会基盤整備または回遊促進

土地利用構想



第4節 施策大綱

《政策体系》

1

保健・医療・福祉政策

基本目標 いつまでも生きがいと安心の
持てるまちを目指します

- 1-1 健康づくりの推進
- 1-2 高齢者福祉の充実
- 1-3 障がい者福祉の充実
- 1-4 子育て支援の充実
- 1-5 医療体制の充実
- 1-6 地域福祉の推進
- 1-7 社会保障制度の適正な運用

2

生活環境政策

基本目標 人と自然にやさしい、安心感
のあるまちを目指します

- 2-1 自然環境の保護
- 2-2 循環型社会の形成
- 2-3 暮らしやすい生活空間の形成
- 2-4 防災・消防体制の充実
- 2-5 防犯・交通安全の推進
- 2-6 消費者支援体制の充実

3

土地利用・基盤整備政策

基本目標 自然環境と調和した暮らし
やすいまちを目指します

- 3-1 調和のある土地利用の推進
- 3-2 市街地の活性化
- 3-3 道路交通網・交通環境の整備
- 3-4 上下水道の整備
- 3-5 住環境の整備
- 3-6 情報通信基盤の強化

豊かな自然

あふれる元気

みんなでつくる水の郷

4

産業振興政策

基本目標 交流と活気、賑わいを生む産
業のあるまちを目指します

- 4-1 農林水産業の振興
- 4-2 商工業の振興
- 4-3 観光の活性化
- 4-4 新たな産業の育成及び雇用の促進

5

教育・文化政策

基本目標 次代へ引き継ぐ人材・文化を
育むまちを目指します

- 5-1 学校教育の充実
- 5-2 青少年の健全育成
- 5-3 生涯学習の推進
- 5-4 スポーツ・レクリエーションの推進
- 5-5 地域文化の振興
- 5-6 国際交流・地域間交流の促進

6

行財政政策

基本目標 柔軟な地域経営で安定感の
あるまちを目指します

- 6-1 まちづくり情報共有の推進
- 6-2 行財政運営の効率化・高度化
- 6-3 利用しやすい行政サービスの提供
- 6-4 広域行政の推進

7

市民協働政策

基本目標 市民との協働による元気の
あるまちを目指します

- 7-1 市民協働によるまちづくりの推進
- 7-2 地域コミュニティの醸成
- 7-3 男女共同参画の促進
- 7-4 人権尊重社会の実現

第 3 章 前期の取り組みと課題

第 1 節 将来人口の課題

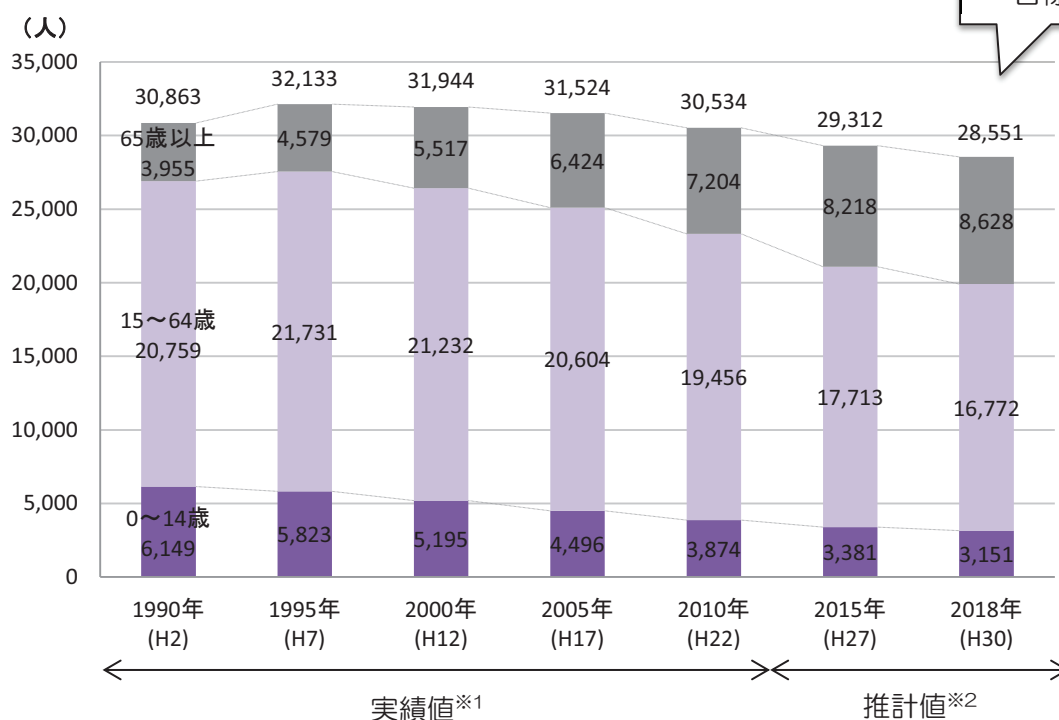
1 将来人口推計

国や県では、これから人口減少が進むものと予想しています。国勢調査によると、本市においては、平成 7 年をピークに人口が減少しています。基本構想策定時には、目標年次となる平成 30 年の将来人口を 32,000 人と想定しましたが、平成 22 年時点で既に 30,534 人まで減少しており、これをもとに人口推計し直すと、本計画の目標年次である平成 30 年は 28,551 人まで減少することが予想されます。また、一方で 65 歳以上の人口が 8,628 人（高齢化率 30.2%）にまで達すると想定されます。

本市における近年の状況をみると、出生数が死亡数を下回る「自然減」に加え、転出者が転入者を上回る「社会減」も続いており、人口減少・少子高齢化は全国的な傾向ですが、将来に向けて現在の状況を改善することが課題となっています。

そのため、若者の出会い・交流機会の創出、出産・子育て支援策の充実を進めるとともに、地域性を活かした良質な生活環境の提供、就業機会の創出などに取り組み、誰もが安心・安全で快適な暮らしが実現できるまちづくりに取り組むことが必要です。さらに、水郷という地域資源を活用した潮来市のイメージアップを図り、人口減少の抑制と将来の本市を支える世代の確保に取り組むことが必要です。

図表 潮来市人口の推計



※1 実績値：平成 2～22 年国勢調査人口。ただし、平成 17 年・22 年の年齢別人口は、年齢不詳分を按分した補正值。

※2 推計値：国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」の数値をもとに、目標年次の人口を算出。平成 22 年国勢調査による人口を推計の基準人口としている。

第2節 時代の潮流と本市の主要課題

1 人口減少、少子高齢化への対応

我が国では、今後も人口減少は進み、40年後には1億人を割るとも言われています。また、平成22年時点で65歳以上の人口割合は23.0%と世界で最も高い水準となっており、今後もますます少子高齢化が進行すると予測され、大きな社会問題となっています。

将来人口推計をみると、本市においても年々人口は減少していき、平成30年には年少人口（0～14歳）が全体の1割、老年人口（65歳以上）が3割となり、働き手となる生産年齢人口（15～64歳）の減少と少子高齢化の進行が懸念されます。人口減少、少子高齢化がもたらす社会的影響として、労働力不足による地域産業の停滞や社会保障費の増大、税収の減少等が考えられ、こうした課題に対応したまちづくりを進めることが不可欠となります。後期基本計画では、急速な高齢化に対応した医療・福祉の充実を図り、将来を担う若者や子育て世代にとって魅力あるまちづくりの推進、働く場となる農業、商工業などの産業の活性化などに力を入れて、地域の活力「潮来の元気」を取り戻すことが重要となっています。

2 安心・安全への関心の高まり

●防災力強化への取り組み

平成23年3月11日午後2時46分、宮城県牡鹿半島の東南東約130km付近（三陸沖）、続いて午後3時15分、茨城県沖を震源とする未曾有の大震災が発生しました。本市においても震度6弱という強い揺れを観測し、住宅や道路・ライフラインなどの都市基盤施設・教育施設・農業用施設が著しい被害を受けました。特に、日の出地区を中心とする地盤の液状化による被害は大きく、住宅の傾きや沈下、電柱の傾斜、道路の陥没など壊滅的な被害を受けました。

この東日本大震災が契機となり近年多発する大規模な自然災害に対して、我が国全体で、災害発生時への対応強化や、社会基盤の整備など、より災害に強い安心・安全なまちづくりへの対策が進められるようになりました。

本市では、東日本大震災で受けた甚大な被害に対して、一刻も早い復興、そしてさらなる発展を推進することを目的として平成24年3月「潮来市震災復興計画」を策定しています。後期基本計画では、甚大な被害を受けた日の出地区の都市基盤の強化等、災害に対する安心・安全なまちづくりを進めることが必要となっています。

●環境や健康への関心の高まり

東日本大震災の発生に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故発生により、再生可能エネルギー※1や省エネルギー対策への取り組みが国全体で見直され、身近な環境への関心や意識が一気に高まりました。本市は、「水郷」として豊かな水辺や緑を守るため、水質の浄化や不法投棄対策など身近な自然環境の保全や、市内にメガソーラー※2施設を誘致するなどのエネルギー対策に取り組んできており、今後も次世代へ地域の財産を継承していくため、環境への取り組みが重要となります。

また、食に対する安心・安全や健康に対する関心はこれまで以上に高くなっています。特に今後、高齢化社会が進展していく我が国において、医療費や社会保障費の増大は深刻であり、国民の健康は国を支える上での重要なキーワードとなっています。本市は、市民一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと輝いて暮らせるよう、健康相談や健康体操などの地域コミュニティ※3単位での身近な健康づくりに取り組んでおり、今後も、これらの健康づくり活動を積極的に推進していくことが必要となっています。

●地域コミュニティの維持・活性化

少子高齢社会が進行する中、東日本大震災を契機として、一人暮らしの高齢者や障がいのある人等を支える地域コミュニティの重要性が再認識されており、地域単位で、市民が情報を共有し、互いに支え合うまちづくりを進めることが必要となってきています。

近年は、生活様式や価値観が多様化する中で、コミュニティ意識（地域・家族等）の希薄化も進んでいますが、本市は、昔ながらのコミュニティを基盤として、祭礼やイベントなどが行われており、比較的コミュニティ意識が強い地域です。また、震災を契機に地域のコミュニティの役割は増加しています。今後も地域住民の力を結集し、地域住民と行政が協働で様々な地域の課題に取り組んでいくことが必要です。

3

地域経済活性化への取り組み

地方都市においては、企業誘致競争の激化、地域産業の弱体化、店舗等の郊外移転に伴う都市機能の衰退や市街地の空洞化等が進行し、地域経済活動の低迷が続いています。一方、国では、地域の課題を地域自らの責任と判断で解決できるよう地方分権改革を進めており、今後、地域の活性化を図るためには、地域特性に応じた地方自治体独自の創意工夫が不可欠となっています。

本市においては、企業誘致を進めるなど産業の振興に取り組んでいますが、地域経済活性化のために地域特性を活かした魅力ある産業の振興や、観光による市内外からの交流人口の回復・増加が必要となっています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する風評被害などから、地域経済の復興を図ることも重要な課題となっています。

※1 再生可能エネルギー：資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。

※2 メガソーラー：発電出力が1メガワット（1000キロワット）を超える大規模な太陽光発電所の総称。

※3 コミュニティ：一般的に共同体または地域社会と訳され、その中でも「地域コミュニティ」は、特に地域の結びつきが強く、地域性を持った集団のことを指す。

第3節 各政策における前期の取り組みと今後の課題

1

保健・医療・福祉政策

前期は、市民の誰もが元気に暮らせることを目指し、生活習慣病予防などの保健事業や、健康相談事業等に積極的に取り組みました。高齢者や障がいのある方に対しては、必要な支援を受けながら自立生活や社会参加のできるよう、介護予防事業や地域支援事業、生きがい・社会参加の推進に努めました。また、若い世帯が安心して子育てができることを目指し、ファミリーサポートセンター※の普及や子育て広場、相談支援事業等に取り組みました。さらには、安心して医療が受けられるよう休日診療等の情報提供や、各種社会保障制度の適正な運用に努めました。

今後は、ますます高齢化が進行し、医療費の増大が懸念されることから、健康づくりの推進、高齢者等の介護予防・地域支援のより一層の充実が求められます。一方、少子化の進行に対し、次世代の育成に向けては、子育て支援の拡充とともに若者の出会いの場の創出などが重要となっています。また、現役世代を含む生活困窮者が増加しており、生活支援や就労支援を強化し、自立を促進していくことが必要です。

2

生活環境政策

前期は、本市の貴重な地域資源である水辺を守るため、アソコウ川親水公園や水郷トンボ公園の維持管理等、市民と協力して水郷環境の保全に努めました。循環型社会の実現に向けたゴミの減量化（エコバックの推進）や、地域住民と協力した公園管理や環境美化活動等に取り組みました。また、東日本大震災の経験を踏まえ、防災計画の全改訂を行い、新たに潮来市地域防災計画を策定し、防災体制の強化に努めました。そのほか、近年増加する犯罪や交通事故から市民を守るため、交通安全活動や巡視パトロールを実施しました。また、多様化する消費生活問題に対応するため、潮来市消費生活センターの充実等を進めました。

本市は、大きな災害のない地域として認識されてきましたが、東日本大震災が発生し、今後はこれまで以上に、市民の生命と財産を守るための防災体制強化や情報提供が重要となっています。また、本市の特色でもある水郷環境を次世代へと継承するため、今後も引き続き市民と協力した環境保全への取り組みが必要です。

※ファミリーサポートセンター：地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

3

土地利用・基盤整備政策

前期は、道路や上下水道などの基盤整備について、東日本大震災発生後、災害復旧工事を中心に進めてきました。産業振興地区の活性化に向けては、稲井川周辺地区の都市計画※¹の見直しとともに、潮来インター周辺地区の土地利用検討等を行い、震災後は、道の駅いたこ周辺地区に、新たなエネルギー拠点となるメガソーラー施設を誘致しました。市内の定住促進と活性化に向けては、民間と連携して市内の空き家・空き地情報の収集・提供を行いました。

今後は、震災からの復興工事を進める中で、特に液状化で大きな被害を受けた日の出地区の復興事業が重要となっています。土地利用については、潮来インター周辺地区における産業系市街地の形成、県道潮来佐原線沿線の都市的土地利用の誘導を目指すとともに、本市の新たな賑わいと利便性の創出を図るため、稲井川周辺地区や潮来前地区での土地利用の促進が必要です。

4

産業振興政策

前期は、水郷都市という豊かな自然の恵みを活かすため、農業生産環境の整備を進めるとともに、担い手の育成や、道の駅いたこと連携した地産地消※²の推進等に取り組みしました。また、都心へのアクセスの良さを活かし、潮来インター周辺地区への企業誘致の推進、新たな起業支援等に取り組む一方、東日本大震災で被災した中小企業に対する課税免除等の支援を実施しました。観光面では、水郷三都（鹿嶋、香取、潮来）による広域観光ルートの整備をはじめ、水郷潮来あやめ園周辺整備、潮来市 PR キャラクターあやめ※³の活用や映像制作支援（フィルムコミッション※⁴）を推進し、経済効果の拡大に努めました。

様々な取り組みの一方で、震災発生に伴う産業面での影響は大きく、農業面での風評被害等が引き続き課題となっています。また、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）※⁵の動向を考慮すると、農業だけでなく、商工業との連携が重要になると考えられ、農業従事者や事業者のニーズを把握しながら効果的な支援策を展開することが必要です。観光については、水郷潮来あやめ園を中心に集客力の充実が図られつつありますが、多様化する観光ニーズへの対応や、年間を通じた観光振興などの視点から、道の駅いたこをはじめとする既存の観光資源との連携を強化するとともに、地域の風土や文化、暮らしなどにも着目した観光資源の発掘や創造に取り組み、賑わいづくりや新たな魅力を持った観光振興を目指すことが必要となっています。

※¹ 都市計画：都市計画法（第4条）で「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されるもの。

※² 地産地消：国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費する取り組みのこと。

※³ 潮来市 PR キャラクターあやめ：平成22年度から水郷いたこ大使に任命された潮来市の PR キャラクター。水郷潮来あやめ園に住むあやめの花の妖精。お供のよしきりと一緒に潮来のいいところを探して日々修行中。

※⁴ フィルムコミッション：映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケーションをスムーズに進めるための非営利公的機関。

※⁵ TPP（環太平洋パートナーシップ協定）：Trans-Pacific Partnership の略。米国、オーストラリア、シンガポールなど環太平洋地域の国々が、貿易や投資、知的財産の保護など、自由な経済活動についてのルールをつくり、透明度が高く、内外差別のない自由な市場を構築していこうという取り組み。

5

教育・文化政策

前期は、児童生徒一人ひとりを活かすための特色ある学校づくりや、学校と家庭、地域住民が協働したサポート体制の構築に取り組むとともに、学校施設の耐震化率100%を達成し、安心できる教育環境が整いました。生涯学習では、公民館や図書館の利用を推進し、市民の憩いの場としての充実を図るとともに、生涯スポーツの普及や市民スポーツ大会の開催、施設開放などを通じて、市民の健康づくりや交流機会の創出に努めました。また、文化財保護、文化協会活動の支援、まちかどギャラリーの運営等により地域文化を推進しました。

今後、学校教育においては、児童生徒一人ひとりに確かな学力と豊かな心、健やかな体を育む教育を推進するとともに、より安心・安全な教育環境づくりが必要となっています。また、生涯学習では、利用者ニーズの多様化・高度化が進んでおり、ニーズを的確に捉えた学習内容や機会の提供に取り組むことが課題となっています。

6

行財政政策

前期は、第4次潮来市行財政改革大綱を策定し、職員定員適正化、指定管理者制度の導入など効率的で効果的な行政運営に努めてまいりました。また、行政サービス向上の観点から、総合案内窓口の設置、受付カウンターの低床化、受付窓口及び受付時間の拡充、自動交付機の設置等を進めました。広域行政については、鹿行広域事務組合との連携、ごみ処理の広域化に向け「鉾田・行方・潮来市一般廃棄物広域処理促進協議会」設立に取り組みました。

今後は、さらなる効率的な行政運営に向けて、実施計画と財政計画との連動を図ることが必要となっています。行政サービス面では、市民サービスの充実や、マイナンバー制度※の開始に向けた準備等が必要です。また、市民生活圏の拡大に対応するため、近隣市町村との連携推進が必要となっています。

7

市民協働政策

前期は、市民と行政が協働してまちづくりを進めるため、自治会活動への支援や地区公民館活動の促進を進めてきました。また、健康づくり、防災訓練、市内公園の維持管理、観光ボランティア、花菖蒲花いっぱい運動等、様々な側面で市民・地域との協働で事業を進めてまいりました。男女共同参画の促進や人権尊重社会の実現については、広報・啓発活動を行いました。

東日本大震災の発生により、地域コミュニティ等の地域のつながりの重要性は改めて認識されるようになり、本市では市民・行政・民間の協働による取り組みが以前より活発化しています。今後は、様々な団体や人材のネットワークを図るため、情報の共有や活動の連携を促進するしくみづくりが求められます。また、地域に住まう様々な人が固定観念にとらわれず、自由に活躍・参加できる場を創出するため、男女共同参画、人権問題等に対する正しい理解を促すための活動を引き続き行っていくことが必要です。

※マイナンバー制度：複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意的個人番号を割り当てる制度。